

等級別格付の等級及び基準数値

(1) 土木一式工事業

業者等級区分及び基準数値	
等級	資格審査による総合数値
A	940 点以上
B	720 点以上 940 点未満
C	550 点以上 720 点未満
D	550 点未満

(2) 建築一式工事業

業者等級区分及び基準数値	
等級	資格審査による総合数値
A	700 点以上
B	610 点以上 700 点未満
C	520 点以上 610 点未満
D	520 点未満

(3) 専門工事業

業者等級区分及び基準数値	
等級	資格審査による総合数値
A	670 点以上
B	580 点以上 670 点未満
C	500 点以上 580 点未満
D	500 点未満

* 業者等級区分及び基準数値算定方法

客観的数値（経営審査結果数値） + 主観的数値（工事成績評定値）

- 登録事業所における該当業種の技術者のうち、経營業務の管理責任者・営業所の専任技術者（支店・営業所を含む）以外の技術者が 0 人の場合、当該業種の等級各付けは C ランク以下とし、登録事業所における総従業員数が 1 人の場合 D ランクとする。
- 新規登録業者の格付けは D ランクとする
- 町から指名停止措置を受けた者で、指名停止措置期間の開始日から指名停止措置期間の満了日の次年度において作成する有資格者名簿の有効期間の満了日までの間、D ランクとする。